

第6回笠松町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年6月7日(月)午前9時00分から午前9時30分

2. 開催場所 笠松町役場 4階 大会議室

3. 出席委員(14人)

会長 5番 岩田 壽

副会長 13番 松原 悟

議席 1番 奥村 彰朗

議席 2番 森 とみ子

議席 3番 後藤 清

議席 4番 安達 純彦

議席 6番 松原 正孝

議席 8番 渡邊 義一

議席 9番 岩村 好廣

議席 10番 近藤 秀隆

議席 11番 松原 克雄

議席 12番 加藤 孔仁

議席 14番 森 幸泰

議席 15番 森 茂信

4. 欠席委員(1人)

議席 7番 奥田 正夫

4. 農業委員会事務局職員

事務局長 伊藤 博臣

書記 奥村 敬宗

書記 亀井 昭宏

5. 議事日程

日程第1 議事録署名者の指名について

日程第2 議案第13号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

日程第3 議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第5 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

6. 会議の概要

<p>議 長</p>	<p>令和3年第6回笠松町農業委員会を開催する旨を述べた。</p> <p>挨拶を述べた。</p> <p>議事に移る旨を述べ、日程第1「議事録署名委員の指名について」、会議規則第8条の規定により議事録署名委員を4番 安達委員 12番加藤委員を指名してよいか諮ったところ異議がなかった。</p> <p>次に、日程第2 議案第13号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」事務局へ説明を求めた。</p> <p>【議案第13号 朗読】</p>
<p>事務局</p>	<p>8筆の農地について、相続税の納税猶予に関する適格者証明の申請。現在の農地状況等を判断して適格者証明書の発行に関して問題はない旨説明した。</p>
<p>議 長</p>	<p>担当地区委員からの発言を求めた。</p>
<p>11番委員</p>	<p>現在も、一部作業を委託するなど農業を継続しているため、今後も問題なく継続していただけると判断できるため問題はない旨を述べた</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局及び担当地区委員からの説明等を受け、質疑・意見を諮った。</p> <p>(意見等なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第13号について、原案のとおり証明することに異議がないか諮った。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第13号については、証明するものとして、続いて議案第14号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」事務局へ説明を求める。</p>

議 長	<p>【報告第14号 朗読】</p> <p>譲渡人は資材置場・駐車場への転用申請であり、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び排水計画について説明した。また、近隣農地の排水に問題が出る恐れがあるため敷地内に排水管を設け、近隣の農業に影響が出ないように対応する旨説明した。</p>
議 長	<p>担当地区委員からの発言を求めた。</p>
6 番委員	<p>現地を確認し、東側の農地のために排水管を設けるなど土地利用図のような排水計画どおり施工してもらえれば問題ない旨述べた。</p> <p>「質問ですが、調整区域内で許可がとれる場所ととれない場所の基準があれば教えていただきたい」と質問があった。</p>
事務局	<p>申請地の周辺の宅地化の状況等を総合的に判断した時に、農地法でいう申請地が第何種農地にあたるかで許可の基準が変わる旨を説明した。なお、今回の申請地は第2種農地であることを説明した。</p>
議 長	<p>事務局、地区担当委員から説明を受けて、質疑・意見を諮った。</p> <p>(意見等なし)</p>
議 長	<p>議案第14号について、原案のとおり許可相当と判断し県へ進達することに異議がないか諮った。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第14号は原案のとおりとし、事務局へ県より許可が得られた際は、改めて土地の適正な管理を転用事業者へ伝えるよう述べた。続いて報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を事務局へ説明を求めた。</p>
事務局	<p>【報告第1号 朗読】</p> <p>相続によって農地を取得したため、農業委員会に届出がされたものであり、相続人に対しては、引き続き適正に管理するよう依頼した旨説明した。</p>
議 長	<p>事務局からの報告を受けて、質疑・意見があるか確認した。</p>

	(意見等なし)
議長	続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を事務局へ説明を求めた。
事務局	【報告第2号 番号1～4 朗読】 番号1は分譲住宅3区画、番号2は分譲住宅2区画、番号3は一般個人住宅、番号4は、一般個人住宅への転用の届出あり、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施行計画及び排水計画について説明した。
議長	担当地区委員からの発言を求めた。
13番委員	番号1については以前、転用届出の提出があった場所であるため、現在は資材置き場として活用されている。相続者が東京の方なので、資材置き場として活用が無理なので分譲住宅になることは問題ないと思われる。計画どおりの雨水処理等をしていただければ問題はない旨述べた。
14番委員	番号2については南北で区画を区切る理由も確認させていただきました。また、現在の埋め立てられた申請地に対してもしっかりと雨水対策を取られているため、家が建築されるときも計画とおり施工されれば問題はない旨述べた。 番号3については現地を確認し、近隣に農地がないため計画とおり施工していただければ土砂等の流出の問題はない旨述べた。
4番委員	番号4については貸手が借手の父親であり、東側の宅地も貸手の家であるため問題はないと思われる。また、農地が隣接しないため計画とおり施工していただければ土砂等の流出の問題はない旨述べた。
議長	事務局、担当地区委員からの報告を受けて、質疑・意見があるか確認した。 (意見等なし)
議長	以上をもって本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了し、令和3年度第6回笠松町農業委員会を閉会する旨述べた。

以上は、会議の概要を記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和3年 7月 6日

議 長	若 田 壽
委 員	宇 達 純 彦
委 員	加 藤 弘 仁